

第 3 章 第 4 期大村湾環境保全・活性化行動計画の基本的事項

1 第 4 期行動計画の目標

計画目標：『みらいにつなぐ “宝の海” 大村湾』

第 3 期行動計画の取組を推進してきた結果、水質の改善に加え、生物多様性が高められるなど、自律的な再生能力や持続的な活用ができる里海の創出に向けて進みつつあります。

そのため、第 3 期行動計画の目標を継続し、大村湾とその流域が一体となって、豊かな生態系と保全された自然環境を保ち、流域に暮らす人々にとっての里海となり、地域の活力を産む“宝の海”として、将来へ受け継がれていくことを目指します。

2 第 4 期行動計画の方向性

(1) 自律的な再生能力のある里海づくり

大村湾全体の環境改善には時間がかかることから、第 3 期行動計画の方向性を維持し、引き続き必要な負荷削減に取り組みます。

また、浄化機能及び生物多様性の確保の観点から、藻場、干潟等の再生、海底耕うん等による底質環境の改善、資源管理など、健全な生態系の保全・再生・創出に向けた取組を引き続き推進します。

豊かで健全な里海づくりを進めていくために、流域全体の水循環を意識し、大村湾が本来備えている再生能力の回復を助けることにより、生物の力で、自律的に環境を修復できる海を目指します。

(2) 持続的な活用ができる里海づくり

美しく健全に保たれた海は、大きな魅力と可能性を秘めています。

現在の大村湾及び流域の環境保全と人々の生活や経済社会活動の調和により、関係する人々が、将来にわたり、大村湾の恩恵を享受することができます。

水産業をはじめとする流域のさまざまな産業の振興や、地域資源の活用を図るためには、海に関わり考える人を育て、大村湾が多くの人に認知される必要があります。

さらに、流域の人々、NPO 法人、大学、企業、各種活動団体などの多様な主体が、協働・連携して取り組むことで、持続的な活用へつながります。

大村湾を活かしたイベントを通じた人々の交流や、自然とのふれあい、環境保全活動等により、大村湾が生活に深く関わっていることを認識し、一人ひとりが海を支えていく社会づくりを進めていくことを目指します。

3 第4期行動計画の体系と施策体系

第4期行動計画では、人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなるという「里海」の概念のもと、流域住民が、大村湾の水質の状況に関することや流域の活性化に関すること及び物質循環でつながる、大村湾とその流域の関係性について考え、計画へ参加しやすいものとするため、環境保全と活性化に関する2つの柱へ体系を整理しています。

1つ目の柱は、「森里川海が一体となった里海づくり」として、主として大村湾の水質保全のための取組をあげており、上流から下流まで、流域を一体として意識するものです。

2つ目の柱は、「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」として、流域住民が大村湾とふれあい、さらにさまざまな主体が連携して大村湾の賑わいを生み出し、大村湾の恩恵を持続可能なものとするための取組をあげています。

自律的な再生能力があり、持続的な活用ができる里海という2つの方向性に沿って、それぞれの柱のもと事業を展開し、“宝の海”大村湾の実現に向けて行動します。

第4期行動計画の体系を図3-1、施策体系は図3-2に示します。

「みらいにつなぐ

“宝の海”大村湾」

自律的な再生能力

I 森里川海が一体となった 里海づくり

- ◆ 流域からの過剰な栄養分の海への流れ込みを少なくすること等により、水質のさらなる改善を図ります。
- ◆ 流域住民も含めた、生物の食物連鎖等により、山から海までの自然のつながりを強化することで、水質改善を加速します。
- ◆ 流域の林業・農業・漁業等に従事する人や住民が、それぞれの立場で海との関わりに気付き、流域の管理と保全に努めます。
- ◆ 大村湾の特性を考慮した対策を検討しながら、水産資源の持続的な活用に取り組みます。

持続的な活用

II みんなで取り組む 賑わいのある里海づくり

- ◆ 多様な人々が、海とのふれあい、環境教育、海岸清掃などを通して、大村湾と関わる機会を創出し、海を支える人材を育てます。
 - ◆ 美しく健全に保たれた大村湾を、地域資源として活用し、将来にわたって海の恵みを受けられるよう取り組みます。
 - ◆ 流域自治体や活動団体等は、協働や連携により、環境保全や大村湾を通じた交流人口の拡大を図ります。
 - ◆ 積極的に、意見交換や情報共有、情報交換を行い、大村湾の認知度等を高めます。
- ◆ ◆ 生物が生息しやすい場所や環境の整備により、水産資源をはじめとして、多様な生物が数多く暮らす豊かな海としていきます。

図 3-1 第 4 期行動計画の体系

「みらいにつなぐ “宝の海” 大村湾」

I 森里川海が一体となった 里海づくり

(1) 流入負荷抑制対策

- ・生活排水対策
- ・工場、事業場等を対象とした排水対策
- ・水質の常時監視

(2) 生物多様性の保全

- ・生態系の調査
- ・希少野生動植物種の保護
- ・浅場造成検討及び造成した浅場の生物モニタリング
- ・生物が暮らしやすい環境の検討と整備

(3) 里地里山の管理

- ・環境保全型農業の推進
- ・森林の有する公益的な機能の持続的な発揮
- ・資源循環型畜産の推進
- ・多自然川づくりの促進

(4) 水産資源の持続的な活用

- ・資源管理・種苗放流による水産資源の維持・回復
- ・水産資源の維持・回復に向けた漁場づくり

(5) 海域環境の保全

- ・貧酸素水塊、底質悪化等への対策
- ・漂流・漂着ゴミ対策の推進

自律的な再生能力



持続的な活用



II みんなで取り組む 賑わいのある里海づくり

(1) 親水意識醸成への取組

- ・海とふれあう体験活動の実施
- ・河川の水生生物調査

(2) 環境への配慮

- ・低炭素・循環型社会構築に向けた取組
- ・環境教育の実施

(3) 地域資源の活用促進

- ・観光の振興
- ・スポーツ等の推進
- ・特産品等の消費拡大

(4) 流域連携・協働取組の推進

- ・大村湾をきれいにする会との連携
- ・活動団体・流域自治体等との連携
- ・大村湾横断架橋に関する検討

図 3-2 第 4 期行動計画の施策体系

4 第4期行動計画の指標

第4期行動計画は、2つの方向性と2つの大きな柱によって、計画目標の実現を目指します。

より明確に計画の実施状況を把握するため、大きな柱毎に、指標を設けます。

また、各事業の取組の目安となる指標についても個別に設定し、その両方の指標に基づき、達成状況を評価します。

指標や目標値については、第4期行動計画の計画期間中においても、流域住民等の意見を取り入れつつ、進捗管理及び見直しを行い、上位計画との整合を図りながら効率的で実効性のある計画を推進していきます。

5 第4期行動計画の期間

第4期行動計画の計画期間は、上位計画である長崎県総合計画³⁴⁾や長崎県環境基本計画³⁵⁾の計画期間の終期と整合を図るため、2019年度～2025年度までの7カ年間とします。